

- 唐津市におけるPAZ内住民のうち自家用車で避難する住民は、自家用車により白石町内の避難先施設(7施設)もしくは江北町内の避難先(3施設)へ避難を実施。バスにより避難する住民は、徒歩等で各集合場所に集まり、佐賀県又は唐津市が配車した車両で、避難先へ避難を実施。
- 避難先へは基本経路／基本経路(一部迂回:迂回先の詳細)／代替経路(経路の詳細)により移動。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては、緊急配布場所(避難経路上の配布場所等)において緊急配布を実施。

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

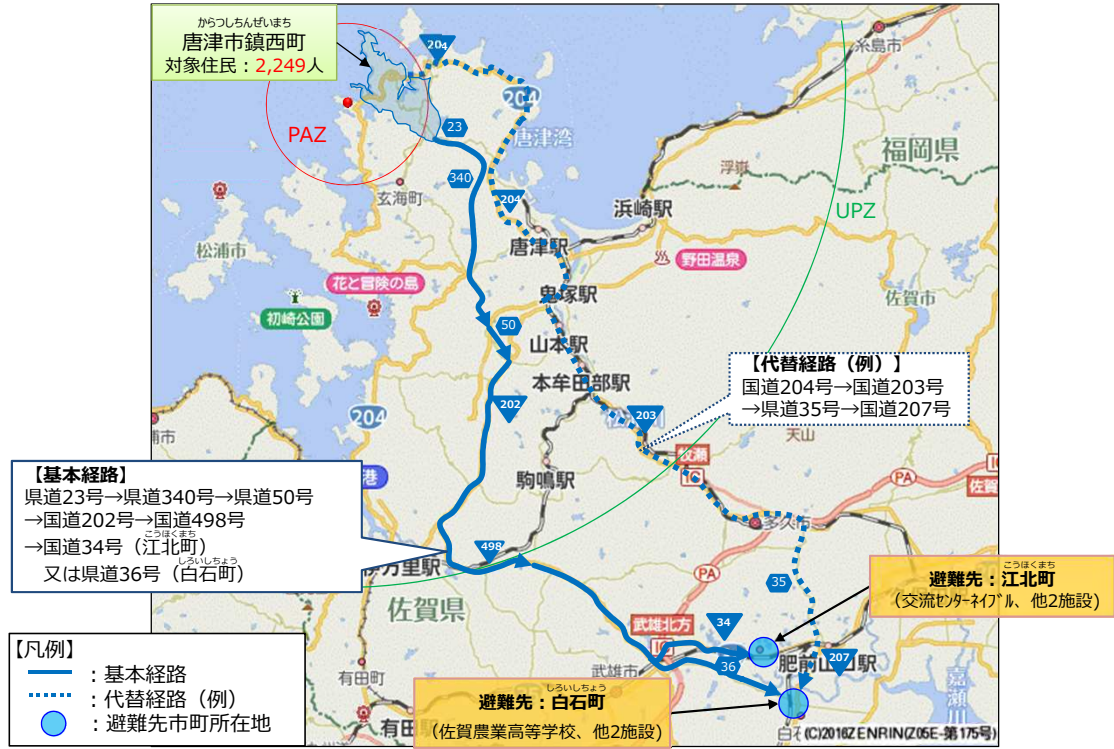
- 国が確認する事項
 - ✓ 市外の基本経路及び周辺の道路のうち、国管理道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
→<確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 九州地方整備局>
 <確認ルート②:県本部 ⇄ 九州地方整備局>
- 県が確認する事項
 - ✓ 市外の基本経路及び周辺の道路のうち、県管理道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
→<確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部>
 <確認ルート②:県本部により把握>
- 唐津市が確認する事項 ※安定ヨウ素剤はP. 17参照
 - ✓ バス集合場所、避難先の使用可否、可の場合は開設準備状況
 - ✓ 市内の基本経路及び周辺の道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
→<確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ 市町本部>
 <確認ルート②:県本部 ⇄ 市町本部>
- OFC又は県本部は、確認結果をもとに事前計画どおりの実行可否を判断。事前計画どおりの実行が困難な場合は計画変更を行い、佐賀県及び唐津市と協議のうえ決定

唐津市におけるPAZ内住民避難の実施計画(2/4)



緊急時対応 P. 47から引用

唐津市におけるPAZ内住民避難の実施計画(3/4)



緊急時対応 P. 48から引用

唐津市におけるPAZ内住民避難の実施計画(4/4)



緊急時対応 P. 49から引用

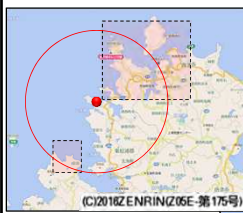
唐津市における自家用車で避難できない
住民の数と各集合場所への配車順路

状況確認
【唐津市】

状況確認後、内容修正
【OFC or 県本部】

- ▶ 唐津市によるアンケート調査の結果、PAZ内の唐津市における自家用車で避難できない住民は589人。
- ▶ 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各集合場所に集まり、佐賀県又は唐津市が配車した車両で、避難先である白石町・江北町へ避難。

各集合場所への配車順路		人数	避難先
ルート1 (小型バス)	旧加部島小学校	57人	白石町・江北町
ルート2 (大型バス)	片島バス停前 → 旧呼子中学校 → 横竹公民館	115人	
ルート3 (大型バス)	名護屋大橋駐車場 → 桃山天下市駐車場 → 野元出荷所	129人	
ルート4 (大型バス)	農協名護屋支所出荷所 → 鎮西石室運動広場	74人	
ルート5 (中型バス)	京泊地域活性化センター	24人	
ルート6 (大型バス)	鎮西漁協波戸支所 → 農協名護屋支所出荷所 → 名護屋大橋駐車場	107人	
ルート7 (大型バス)	串出荷所 → 桃山天下市駐車場 → 名護屋大橋駐車場	83人	
合計		589人	



緊急時対応 P. 45から引用

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 唐津市が確認する事項 ※輸送手段についてはP. 16参照
 - ✓ 各集合場所の使用可否、可の場合は開設準備状況〔再掲〕
 - ✓ 各集合場所への配車順路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
 - 〈確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ 市町本部〉
 - 〈確認ルート②:県本部 ⇄ 市町本部〉
- OFC又は県本部は、確認結果をもとに事前計画どおりの実行可否を判断。事前計画どおりの実行が困難な場合は計画変更を行い、佐賀県及び唐津市と協議のうえ決定

- ▶ 唐津市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、674人分、バス18台※。
- ※バスは地域特性を踏まえ、3種類の乗車人数(大型バス:46人乗り、中型バス:35人乗り、小型バス:20人乗り)を想定
- ▶ 確保台数については、以下の表のとおり。

車両配備場所		①必要車両数 (乗車人数)	②確保車両数	③不足車両数 (① ②)	手配状況
		バス	バス	バス	
唐津市	ルート1 (旧加部島小学校発)	小型3台 (57人)	台	台	
	ルート2 (片島バス停前)	大型3台 (115人)	台	台	
	ルート3 (名護屋大橋駐車場発)	大型3台 (129人)	台	台	
	ルート4 (農協名護屋支所発)	大型2台 (74人)	台	台	
	ルート5 (京泊発)	中型1台 (24人)	台	台	
	ルート6 (鎮西漁協波戸支所発)	大型2台 (107人)	台	台	
	ルート7 (串出荷所発)	大型2台 (83人)	台	台	
	上記以外 (観光施設から避難する一 時滞在者)	大型2台 (85人)	台	台	
合計		大型等18台 (430人)	台	台	

基礎情報は、緊急時対応 P. 43に記載あり

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認する事項
 - ✓ 県内で移動手段が確保できない場合や、自然災害等により避難経路の途絶等の不測事態に備えた準備
 - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ OFC実動対処班 ⇄ 実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)>
 - <確認ルート②:県本部 ⇄ 実動組織連絡員等 ⇄ 実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)>
- 県が確認する事項
 - ✓ 県が手配可能な移動手段、手配可能時間等
 - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ バス協会等>
 - <確認ルート②:県本部 ⇄ バス協会等>
- OFC又は県本部は、確認結果をもとに不足車両数を算出。不足があった／見込まれる場合は、緊急時対応に基づき、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 唐津市では、平成30年11月30日現在で、2,411人／4,230人に事前配布（ゼリー剤を含む。）を実施。
- 全面緊急事態では、あらかじめ配布している安定ヨウ素剤を服用して避難を行う。なお、事前配布できていない住民については、緊急配布場所（避難経路上の配布場所等）で受け取った上で避難を行う。



避難経路上の緊急配布場所
(3箇所)

- ・市民病院きたはた
- ・呼子台場みなとプラザ
- ・唐津西部営農センター

緊急時対応 P. 141等をもとに作成

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 唐津市が確認する事項
 - ✓ 安定ヨウ素剤の緊急配布可否、可の場合は開設準備状況
 - 〈確認ルート①〉:OFC医療班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ 市町本部〉
 - 〈確認ルート②〉:県本部 ⇄ 市町本部〉
- OFC又は県本部は、確認結果をもとに事前計画どおりの実行可否を判断。事前計画どおりの実行が困難な場合は計画変更を行い、佐賀県及び唐津市と協議のうえ決定

①PAZの避難

- 避難の実施にあたり、留意すべき事項があれば記載

②避難を円滑に行うための対応策

- 佐賀県、市町職員、警察官等により道路渋滞を把握し、主要交差点等における交通整理・誘導・規制、避難誘導・交通規制用自動制御板等を活用した広報等の交通対策を実施する。

③避難所等の開設準備状況

- 玄海町避難所8施設(小城市)及び唐津市避難所10施設(白石町7施設・江北町3施設)の合計18施設は開設準備中／開設中。医療機関・社会福祉施設の避難先施設は受入準備中／受入中。

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認等する事項
 - ✓ ①の立案
 - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇔ ERC住民安全班>
 - <確認ルート②:県本部 ⇔ ERC住民安全班>
- 県が確認する事項
 - ✓ ①の立案
 - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇔ 県現地本部 ⇔ 県本部>
 - <確認ルート②:県本部内で対応>
 - ✓ ②及び③の実施可否確認、可の場合は準備状況
 - <確認ルート①:OFC実動対処班 ⇔ 佐賀県警>
 - <確認ルート②:県本部 ⇔ 佐賀県警>
- 2市町が確認する事項
 - ✓ ①の立案
 - ✓ ②及び③の実施可否確認、可の場合は準備状況
 - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇔ 県現地本部 ⇔ 県本部 ⇔ 市町本部>
 - <確認ルート②:県本部 ⇔ 市町本部>
- OFC又は県庁は、必要に応じて①～③の内容修正及び調整

④避難先で必要となる物資・燃料の確保状況

- 佐賀県と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社佐賀県支部に備蓄された物資(生活物資等)を、佐賀県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 佐賀県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、佐賀県から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。

生活物資の備蓄状況 (※1~4)

	佐賀県関係市町			
	食料品 (食)	飲料水 (リットル)	簡易トイレ等 (基)	毛布 (枚)
佐賀県	5,078	-	-	8,120
げんかいちょう 玄海町	18,000	1,326	3	100
からつし 唐津市	7,245	3,324	27	1,900
いまりし 伊万里市	1,094	252	8	297
その他 県内市町	123,940	44,322	393	22,204

※1: 物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市町では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。
 ※2: 民間企業との流通備蓄協定に基づく物資は含まない。
 ※3: 放射線防護対策施設の備蓄を含む。
 ※4: 携帯トイレは含まない。(「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(内閣府)参照)



19

基礎情報は、緊急時対応P. 112~128に記載あり

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 県が確認する事項
 - ✓ 1ポチ目及び2ポチ目
 - <確認ルート①: OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部>
 - <確認ルート②: 県本部内で対応>
- 2市町が確認する事項
 - ✓ 2ポチ目
 - <確認ルート①: OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ 市町本部>
 - <確認ルート②: 県本部内 ⇄ 市町本部>
- OFC又は県本部は、必要に応じて原子力災害対策本部への要請を行うとともに、その状況等を追記

- 自宅での屋内退避を原則とするが、自宅にて屋内退避の実施が困難な場合は、安全な近隣の指定避難所等において、屋内退避を実施
- 自力で帰宅できない一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施

市町	区分	該当者数	屋内退避施設数	屋内退避施設の名称
玄海町	自宅にて屋内退避の実施が困難な者	約 人	施設	
	一時滞在者	約 人	施設	
唐津市	自宅にて屋内退避の実施が困難な者	約 人	施設	
	一時滞在者	約 人	施設	
伊万里市	自宅にて屋内退避の実施が困難な者	約 人	施設	
	一時滞在者	約 人	施設	

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

● 3市町が確認する事項

- ✓ 自宅にて屋内退避の実施が困難な場合に備え、近隣の指定避難所等の開設有無、開設している場合には箇所数とその名称
- ✓ 市町内の観光客等一時滞在者の状況

→<確認ルート①:OFC住民安全班 ⇄ 県現地本部 ⇄ 県本部 ⇄ 市町本部>

<確認ルート②:県本部 ⇄ 市町本部>

● OFC又は県本部は、確認結果をもとに必要に応じて内容修正及び調整

①屋内退避を確実にを行うための対応策

- 無用な被ばくをしないために、屋内退避の周知を徹底する。
- 自宅損壊等により自宅での屋内退避が困難である場合には、各市町により設定された近隣の避難所等にて屋内退避を実施する。
- 以下、追記すべき事項があれば追記

②必要となる物資の確保状況

- 屋内退避に必要な物資は、各市町の行政備蓄を活用するほか、佐賀県における流通備蓄を供給する。
- このほか、必要に応じて、総務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省を通じ、安定的供給を要請し、確保に努める。

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認する事項
 - ✓ ①の立案
 - ✓ ②2ポチ目の記載内容
 - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇔ ERC住民安全班>
 - <確認ルート②:県本部 ⇔ ERC住民安全班>
- 県が確認する事項
 - ✓ ①の立案
 - ✓ ②1ポチ目の記載内容
 - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇔ 県現地本部 ⇔ 県本部>
 - <確認ルート②:県本部内で対応>
- 3市町が確認する事項
 - ✓ ②1ポチ目の記載内容(不足が見込まれる場合は、具体的な品目数量等)
 - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇔ 県現地本部 ⇔ 県本部 ⇔ 市町本部>
 - <確認ルート②:県本部 ⇔ 市町本部>
- OFC又は県本部は、確認結果をもとに必要に応じて記載内容修正及び調整

- 対象住民の避難等の指示の広報については、以下の点を考慮して周知を行うこと。

(PAZ・UPZ共通)

- ✓ 周知方法として、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、緊急速報メール等を活用し、複数の手段により住民に確実に周知すること。
- ✓ 現在、放射性物質は放出されていないため、各市町の指示に従い、落ち着いて行動すること。

(PAZ市町)

- ✓ 渋滞対策のため、自家用車の場合は、できる限り近隣の住民と乗り合わせて移動すること。

(UPZ市町)

- ✓ 屋内退避をする住民は、慌てずに各市町の指示に従い、自宅内又は近隣の避難所で屋内退避を行うこと。なお、外出は極力控えること。

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認する事項
 - ✓ 記載内容全体
 - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇔ ERC住民安全班>
 - <確認ルート②:県本部 ⇔ ERC住民安全班>
- 県が確認する事項
 - ✓ 記載内容全体
 - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇔ 県現地本部 ⇔ 県本部>
 - <確認ルート②:県本部内で対応>
- 3市町が確認する事項
 - ✓ 記載内容全体
 - <確認ルート①:OFC住民安全班 ⇔ 県現地本部 ⇔ 県本部 ⇔ 市町本部>
 - <確認ルート②:県本部 ⇔ 市町本部>
- OFC又は県本部は、県や3市町から意見等があった場合や計画変更を行った場合には、必要に応じて記載内容修正及び調整